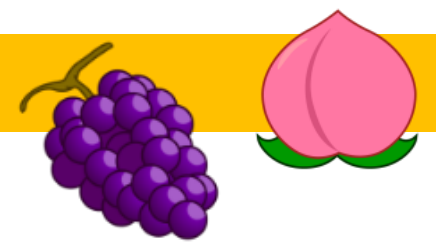


都留市高収益作物導入事業費補助金



【趣旨・目的】

■農家の所得向上、新たな特産品の確保、道の駅つるでの品揃え対策等を図るために果樹を中心とした高収益作物の栽培を実施する者に対する支援を行うことで、市内での高収益作物栽培の普及促進を目指す。

【交付対象者】

・市内に住所を有し、本人及び同一世帯に属する者に市税等の滞納がない者であって、市内において販売目的の果樹を現に栽培し又は栽培しようとする個人及び法人。

【対象事業】

- 1 「**果樹園整備事業**」 ・ 補助額（対象経費の1/2）
ブドウ・モモ・スモモ：ほ場面積1a当たり5万円を上限
その他果樹：ほ場面積1a当たり4万円を上限
対象経費：果樹栽培の開始に必要な経費
(1) 苗木代 (2) 設備代 (3) 肥料代 (4) 資材代
→ ほ場1ヶ所につき1回を限度
- 2 「**果樹園管理事業**」 ・ 補助額（対象経費の1/2）
1で整備したほ場面積1a当たり5千円を上限
対象経費：翌年度以降の管理に必要な経費
(1) 肥料代 (2) 資材代（1で整備したほ場1ヶ所につき2回を限度）



《 補助金交付までの流れ 》

- ①交付申請（様式1号・見積書・配置図
栽培同意書・税確認同意書）
- ②交付決定
- ③事業実施（決定後に整備・購入）
- ④実績報告（様式4号・領収書・写真）
- ⑤交付額決定
- ⑥請求書（様式6号・振込希望口座）
- ⑦補助金支払